



以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 用語の定義

- (1) 誘導灯とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時、防火対象物内に居る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示する灯火をいう。
※ 誘導灯は、常に灯火によりシンボル等の見やすさ、気づきやすさ及び学習効果を高めているものである。
- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内に居る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光灯ランプを点滅する装置をいう。
- (4) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号（放送設備が設置されている場合の火災放送の信号）を受けたとき、避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (5) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を中継（階段室に設置された自動火災報知設備の煙感知器の動作信号を演算処理する機能も含む。）し、又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (6) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (7) 居室とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (8) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (9) 避難口とは、省令第28条の3第3項第1号に定める出入口及び場所をいう。
- (10) 外光等とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けない灯火に限る。）をいう。

2 構造及び性能

誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、省令第28条の3第1項、第2項によるほか、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号。以下、この項において「誘導灯告示」という。）」によること。
なお、誘導灯にあつては原則として認定品を指導すること。

3 誘導灯及び誘導標識の設置を要さない防火対象物又はその部分

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分については、政令第26条第1項ただし書及び省令第28条の2の規定によるほか、次によること。

(1) 階段又は傾斜路以外の部分

- ア 階段又は傾斜路以外の部分については、主要な避難口の視認性及び主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯及び誘導標識の免除要件が規定されているが、設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断すること。また、地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、当該免除要件の対象外であること。
- イ 「主要な避難口」とは、具体的には次に掲げる避難口をいう。
 - 避難階：屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
 - 避難階以外の階：直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ウ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できること。また、省令第28条の2第1項の規定に適合しない階（＝避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存すること。

エ 階段又は傾斜路以外の部分における免除要件に係る例図は、別紙1のとおりである。





技術基準 西日本防災システム

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。



(2) 階段又は傾斜路

- ア 階段又は傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しない。
- イ 「非常用の照明装置」とは、建基政令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等も含め、当該建築基準法令の技術基準に適合していること。

(3) 住居の用に供する部分

- ア 政令別表第1(1)項から(6)項までに掲げる防火対象物のうち、住居の用に供する部分に設置する誘導灯は、省令第28条の3第3項第1号イ、ロ又はハの規定にかかわらず、設置しないことができるものとする。
- イ 通路誘導灯を設置しなければならない部分で、個人の住居の用に供する階段部分は、政令別表第1(1)項から(6)項までに掲げる防火対象物又はその部分のうち、住居の用に供する階段部分においては、当該階段部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる場合、省令第28条の3第3項第2号の規定にかかわらず、誘導灯を設置しないことができる。

(4) 客席の部分

客席誘導灯は、避難口誘導灯により床面の水平面照度が0.2ルクス以上となる部分又は屋外（これに相当する部分を含む。）で、他の照明により避難上有効な場合若しくは昼間のみ使用する場合は、政令第32条の規定を適用し設置しないことができる。

(5) 特殊場所

政令別表第1の防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍庫」という。）の用途に供される部分に設置する誘導灯は、次によること。

- ア 次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。
- (ア) 冷凍庫内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下である場合。
- (イ) 出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合。

- (ウ) 通路部分の曲折点数が1以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合。
- イ 次のいずれかに適合する場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。
- (ア) 冷凍庫内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合。
- (イ) 冷凍庫に直接面した荷捌所で、廊下等の片側又は両側が開放されているもので、当該通路部分が整然と確保され、かつ、一般照明が十分な照度を有しているもの又は誘導標識が誘導標識の設置基準により設置されている場合。
- (ウ) 開放の屋外階段が整然と確保されており、かつ、一般照明が十分な照度を有している屋外階段。

(6) 誘導標識

- ア 誘導標識は、避難口誘導灯又は通路誘導灯の設置を省略することができる部分には、設置しないことができる。
- イ 廊下等に設ける誘導標識は、廊下等の各部分から避難施設までの歩行距離が15m以下となる部分で、当該部分から避難施設を容易に見とおすことができる場合は設置を省略することができる。

4

誘導灯の設置・維持

誘導灯の設置・維持については、政令第26条第2項（第5号を除く。）、省令第28条及び省令第28条の3（第5項を除く。）並びに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導灯の区分

- ア 誘導灯については、①避難口誘導灯、②通路誘導灯及び③客席誘導灯の3つに区分されるが、それぞれの設置場所及び主な目的は第17-1表のとおりであること。
- イ 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。(2)及び(3)において同じ。）については、その視認性（見とおし、表示内容の認知、誘目性）に関連する①表示面の縦寸法と②表示面の明るさ（＝表示面の平均輝度×面積）により、それぞれA級、B級及びC級に細区分されていること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





技術基準 西日本防災システム

誘導灯

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

第17-1表

区 分	設 置 場 所	主 な 目 的	
避難口誘導灯	避難口（その上部又は直近の避難上有効な箇所）	避難口の位置の明示	
通路誘導灯	廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの	避難の方向の明示
		階段又は傾斜路に設けるもの	・避難上必要な床面照度の確保 ・避難の方向の確認
客席誘導灯	令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席	避難上必要な床面照度の確保	

第17-3表

電源の別	区 分	平均輝度（カンデラ毎平方メートル）
常用電源	避難口誘導灯	A 級 350以上 800未満
		B 級 250以上 800未満
		C 級 150以上 800未満
	通路誘導灯	A 級 400以上1000未満
		B 級 350以上1000未満
		C 級 300以上1000未満
非常電源	避難口誘導灯	100以上 300未満
	通路誘導灯	150以上 400未満

第17-2表

区 分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）
避難口誘導灯	A 級	0.4以上	50以上
	B 級	0.2以上0.4未満	10以上
	C 級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A 級	0.4以上	60以上
	B 級	0.2以上0.4未満	13以上
	C 級	0.1以上0.2未満	5 以上

また、誘導灯の誘目性（気付きやすさ）や、表示面のシンボル、文字等の見やすさを確保する観点から、区分に応じた平均輝度の範囲が規定されていること。

(2) 誘導灯の有効範囲

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次の(ア)又は(イ)に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲であること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

(ア) 第17-4表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A級にあっては縦寸法0.4m、B級にあっては0.2m、C級にあっては0.1mを基本に定められたものであること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





技術基準 西日本防災システム



以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください

第17-4表

区 分			距離 (メートル)
避難口誘導灯	A 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C 級 *		15
通路誘導灯	A 級		20
	B 級		15
	C 級		10

* 避難口誘導灯のうち、C級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていない（誘導灯告示、第4第1号（六）イただし書き）。

(イ) 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = kh$$

Dは、歩行距離（単位 メートル）

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位 メートル）

kは、第17-5表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

第17-5表

区 分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

【算定例】

a 区分：避難口誘導灯A級（避難の方向を示すシンボルなし）

表示面縦寸法：0.5メートル

$$150 \times 0.5 = 75 \text{メートル}$$

b 区分：避難口誘導灯B級（避難の方向を示すシンボルあり）

表示面縦寸法：0.3メートル

$$100 \times 0.3 = 30 \text{メートル}$$

c 区分：通路誘導灯A級

表示面縦寸法：0.5メートル

$$50 \times 0.5 = 25 \text{メートル}$$

イ また、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、（前アにかかわらず）当該有効範囲は当該誘導灯までの歩行距離が10メートル以下となる範囲とすること。なお、その具体的な例図は、別紙2のとおりであること。

ウ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には当然及ばないものであること。

(3) 誘導灯の設置位置等

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯は、各階ごとに、次の(ア)及び(イ)に定めるところにより、設置すること。なお、その具体的な例図は、別紙3のとおりであること。

(ア) 避難口誘導灯

a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

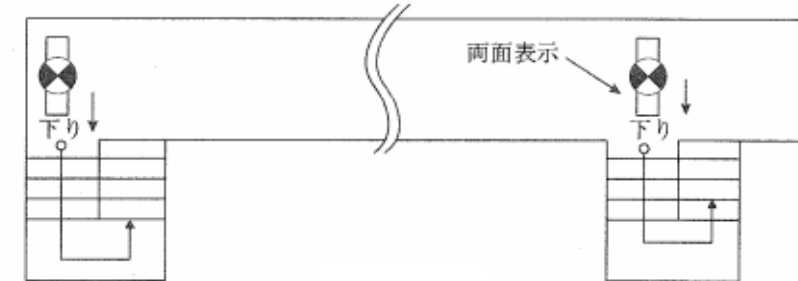


弊社top pageへ



以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

第17-1図



キ 壁、床等に堅固に固定し、次の耐震措置を講じること。

(ア) 自重の5倍以上の垂直荷重に耐えるものであること。

(イ) 自重の2倍以上の水平荷重に耐えるものであること。

(ウ) 天井等から下り下げる場合にあつては、器具つり下げ用鋼管（パイプ）等を使用し、第17-2図のように器具の鉛直線上の天井面等から45度の円すい角の弧線上に有効な空間を保有すること。

ただし、揺れ止め等の有効な措置を講じた場合は、この限りでない。



第17-2図

b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

c a又はbに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路の通ずる出入口

ただし、次の要件に適合する居室の出入口を除く。

(a) 室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(b) 当該居室の床面積は100平方メートル（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400平方メートル）以下であること。

d a又はbに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）がある場所

ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。

(イ) 通路誘導灯

a 曲り角

b (ア)a及びbに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

c a及びbのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

イ 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口的位置を明示することができる箇所に設置すること。

ウ 屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に附室が設けられている場合にあつては、避難口誘導灯は当該附室の出入口に設ければよく、（避難経路が明らかな）近接した位置に二重に設ける必要はないこと。

エ 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口には、避難口誘導灯を設けること。

ただし、避難階又は地上に通ずることが容易に判別できる場合は、この限りでない。

オ 扉又はロッカー等の移動するもの及び扉の開閉により見えにくくなる箇所には設置しないこと。

カ 原則として、表示面が避難口に平行となるように設置すること。ただし、第17-1図のように廊下等から曲折して避難口に至る場合にあつては、矢印付のものを設置し、表示面が廊下等に対面するように設置すること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

(4) 誘導灯の点灯、消灯

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、常時点灯が原則であるが、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できること。

- (ア) 当該防火対象物が無人である場合
- (イ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合
- (ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合
- (エ) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合

なお、誘導灯の消灯対象については別紙5、誘導灯の点灯・消灯方法については別紙6により運用すること。

イ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、これらの例により消灯することとしてさしつかえない。

(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分

ア 誘目性（気付きやすさ）の確保の観点から、防火対象物又はその部分の用途及び規模に応じて、設置する誘導灯の区分が、第17-6表のとおり限定されていること。この場合において、廊下については、通路誘導灯の誘目性の確保が一般的に容易であることから、要件が緩和されていること。

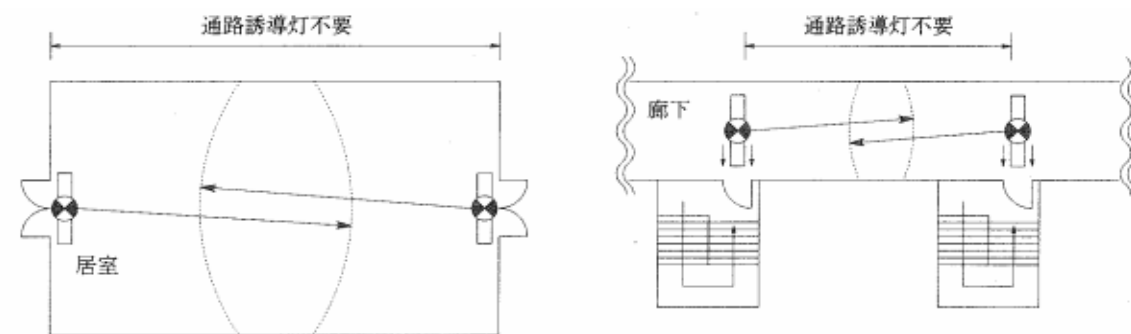
イ また、ここで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあつては、同様の措置を講じること。

ウ なお、主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合には、政令第32条の規定を適用して、その区分をA級、B級、又はC級とすることを認めてさしつかえない。

ク 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から30m以上となる部分に設置するものの表示は原則として、2方向避難を明示し、その他のものは1方向指示とすること。

ケ 省令第28条の2第2項第1号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあつても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあつては通路誘導灯の設置を特段要しないこと（第17-3図参照）。

第17-3図



コ 避難口誘導灯及び通路誘導灯を省令第28条の3第3項の規定に従って設置する場合の手順については、別紙4を参考にする。



西日本防災システム

NISHINOH BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



第17-6表

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物	○A級 ○B級（表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するもの）	○A級 ○B級（表示面の明るさが25以上のもの） ※廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(6)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの		
上記以外の防火対象物又はその部分	○A級 ○B級 ○C級	○A級 ○B級 ○C級

※ 点滅機能を有する誘導灯は、省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること（省令第28条の3第4項第6号イ）。

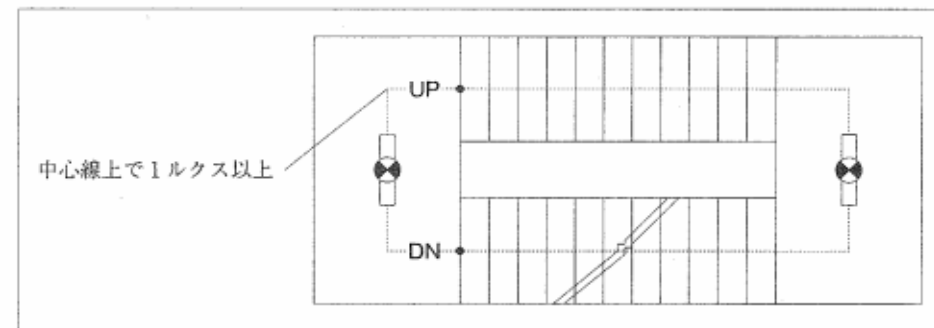
以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

(6) 誘導灯による床面照度の確保

ア 階段又は傾斜路にあっては通路誘導灯、客席にあっては客席誘導灯により、避難に必要な床面照度の確保が図られていること（前(1)ア参照）。

イ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯は、路面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること。なお、具体的な例図は第17-4図のとおりであること。

第17-4図



ウ 客席誘導灯は、次によること。

(ア) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は当該通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2ルクス以上とすること。

(イ) 客席内通路が傾斜路又は水平路となっている部分にあっては、次式により算出した設置個数を、おおむね等間隔となるように設置し、かつ、その照度は、誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2ルクス以上とすること。

$$\text{設置個数} \geq \frac{\text{客席内通路の直線部分の長さ (m)}}{4} - 1$$

（小数点以下は、繰り上げる。）



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





技術基準 西日本防災システム



以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

(7) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機

ア 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち避難上特に重要な最終避難口（屋外又は第1次安全区画への出入口）の位置を更に明確に指示することを目的とするものであること。このため、省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯に設けてはならないこと。

イ 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止等の具体的な運用については、別紙7によること。

ウ 点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意（点滅機能にあつては、省令第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置すること。非常警報設備として放送設備が設置されている防火対象物にあつては、音声誘導機能付誘導灯の設置位置又は当該音声誘導機能の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないよう措置すること。ただし、放送設備と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。

(ア) 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

(イ) 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

(ウ) その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる視力又は聴力の弱い者等が出入りし、これらの者の避難経路となる部分

エ 受信機又は移報用装置と信号装置の間の配線は次によること。

(ア) 配線は、火災報知設備の設置及び維持に関する基準（昭和39年8月17日自消丙予発第87号）の屋内配線に準じたものであること。

(イ) 信号装置の配線は、省令第12条第1項第5号の例によること。ただし、自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けられている場合にあっては、この限りではない。

オ 信号装置と点滅機能又は音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「点滅形等誘導灯」という。）間の信号回路の配線は次によること。

(ア) 信号装置と点滅形等誘導灯との回路（以下「信号回路」という。）には常時、交流の定格電圧100Vを追加すること。

(イ) 信号装置の電源回路の配線及び信号回路の配線は、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）中、第5章 第1節 屋内の施設の規定に適合するものであること。

(ウ) 信号回路には、他の機器を接続しないこと。

カ 受信機に信号装置等を接続する場合は、次によること。

(ア) 受信機と信号装置等の接続方法は、第17-5図及び第17-6図によること。

(イ) 受信機に点滅形等誘導灯用の移報用装置を接続する場合は、次によること。

i) 移報用装置は受信機の直近で、維持点検の容易な場所に設けること。

ii) 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。

iii) 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。

iv) 移報用装置には、「誘導灯用移報用装置」である旨の表示をすること。

v) 受信機内に接続用端子を設ける場合は、誘導灯用である旨の表示をすること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

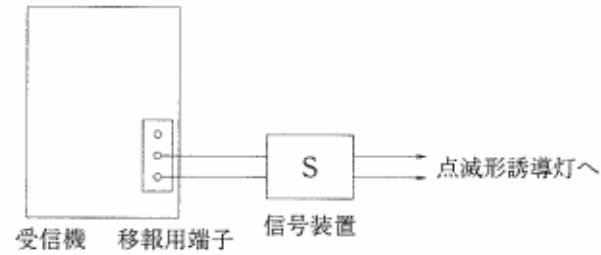


弊社top pageへ



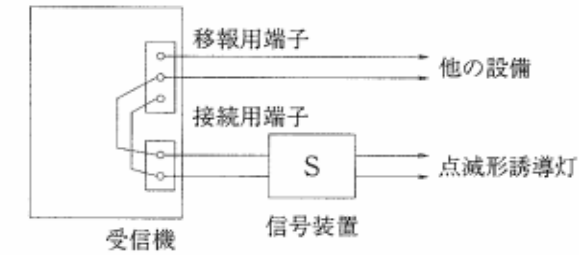
以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

受信機と信号装置等の接続方法(例)



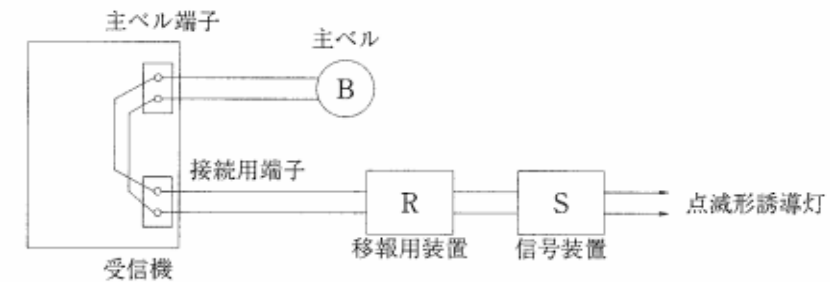
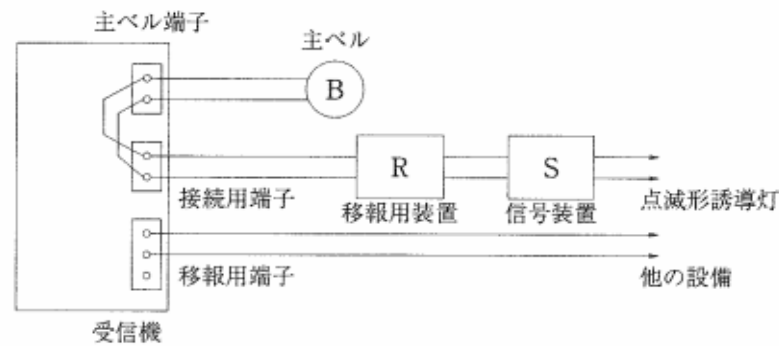
第17-5図

第17-5-1図 受信機に移報用端子が設けられている場合



第17-5-3図 受信機に移報用端子が設けられていない場合

第17-5-2図 受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合



西日本防災システム

NISHINOH BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

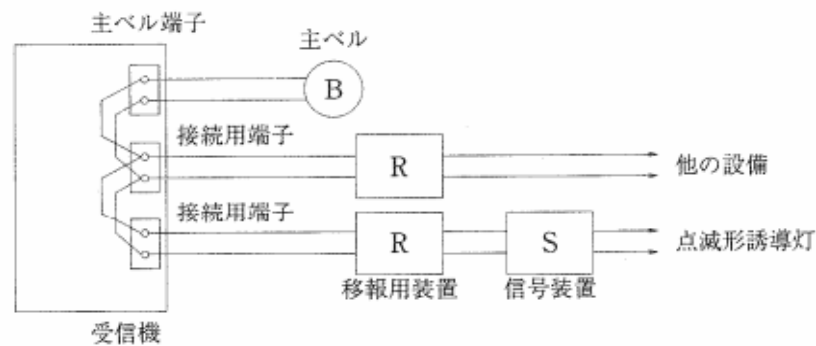


弊社top pageへ



以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

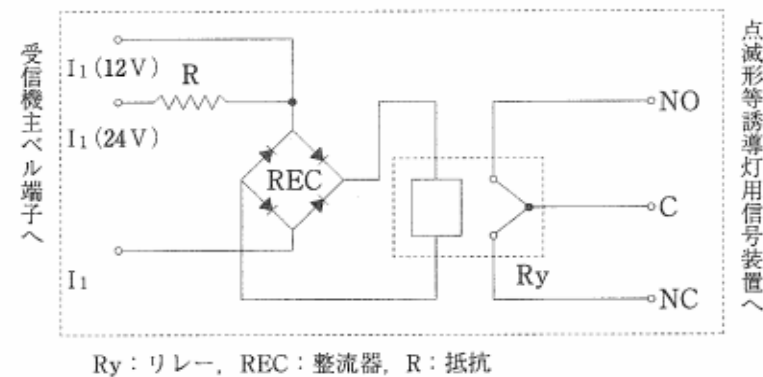
第17-5-4図 受信機に移報用装置が接続されていて、すでに他の設備に移報されている場合



※ 接続用端子は、中継を行うものであるが受信機に設けられていない場合は追加する。

vi) 信号装置を移報用装置に接続する場合は、第17-6図に示すC及びNC（ブレイク接点）端子に接続すること。

第17-6図 移報用装置（例）



(8) 誘導灯の周囲状況

- ア 誘導灯の視認性（見とおし、表示内容の認知、誘目性）を確保する観点から、誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。特に、防火対象物の使用開始後において、このような物品が設けられる可能性が高いことから、設置時のみならず、日常時の維持管理を徹底させること。
- イ 設置場所の用途、使用状況等から、誘導灯の周囲にその視認性を低下させるおそれのある物品の存在が想定される場合には、あらかじめ視認性の高い誘導灯を選択するなど所要の対策を講ずること。

(9) 非常電源

- ア 非常電源については、直交交換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすること。
- イ 大規模・高層等の防火対象物で、次のいずれかに該当するものにあつては、その主要な避難経路に設けるものについて、非常電源の容量を60分間以上とすること。
- (ア) 政令別表第1(1)項から(6)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの
- 延べ面積5万平方メートル以上
 - 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が3万平方メートル以上
- (イ) 政令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で延べ面積千平方メートル以上のもの
- ウ 上記イ(ア)(イ)に該当しない防火対象物又はその部分にあつても、避難計算等により避難に長時間を要することが明らかな場合には、容量を大きく設定すること。
- エ 非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、具体的には、①屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）、②直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）、③避難階の廊下及び通路（①の避難口に通ずるものに限る。）、④直通階段であること。なお、③については、①と④を接続する部分としてさしつかえないこと。

なお、前3(2)アにより非常用の照明装置を設けた場合にあつても60分間以上とする。

オ 非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては直交変換装置を有する蓄電池設備のほか自家発電設備又は燃料電池設備によることができる。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番（蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備）については任意であるが、電源の切り換えが円滑に行われるように措置すること。

カ 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ





技術基準 西日本防災システム



(10) 電源及び配線

- ア 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とし、途中に開閉器又は点滅器等を設けないこと。ただし、有効外光状態の部分又は屋外階段等に設ける誘導灯にあっては、回路の途中に光電式の自動点滅器を設けることができる。
- イ 常用電源からの専用回路は、2以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらないこと。ただし、階段通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととすることができる。
- ウ 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあっては、これによらないことができる。
- エ 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- オ 専用回路の開閉器には、誘導灯用である旨の赤色の表示をすること。
- カ 誘導灯の非常電源（別置形のものに限る。）及びその配線は、第3 非常電源の例によること。

(11) 誘導灯の構造及び性能

誘導灯の構造及び性能については、誘導灯告示によるほか、照明器具一般の規格であるJIS（日本工業規格）C8105、JIL（日本照明器具工業会規格）5502等により補足されている誘導灯としての必要事項についても満たすことが必要であること。

ア 表示面の表示内容については、①避難口であることを示すシンボル（誘導灯告示別図第1）、②避難の方向を示すシンボル（同別図第2）、③避難口であることを示す文字（同別図第3）の3種類に限定されていること。この場合において、避難口誘導灯にあっては避難口の位置の明示を主な目的とするものであることから①、通路誘導灯（階段に設けるものを除く。）にあっては避難の方向の明示を主な目的とするものであることから②を必ず表示することとされているが、他の事項の併記については原則として任意であること（例外的に、避難口誘導灯のうちC級のものについては、①について一定の大きさを確保する観点から、②の併記が認められていないこと。）。

なお、階段に設ける通路誘導灯については、避難上必要な床面照度の確保を主な目的とするものであることから、表示面の表示内容について特段の規定は存しないこと。また、傾斜路に設ける通路誘導灯についても、避難の方向が明らかな場合には、②の表示を省略することとされていること。

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

- イ 避難口であることを示すシンボル及び避難の方向を示すシンボルについては、避難の方向と合わせて左右反転することとしてさしつかえないこと。
- ウ 表示面の形状は、視認性、誘導灯としての認知度の確保の観点から、正方形又は縦寸法を短辺とする長方形であることとされていること。

(12) 誘導灯の表示

- ア 誘導灯には、①製造者名又は商標、②製造年、③種類を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。なお、③については、避難口誘導灯又は通路誘導灯の区分のほか、A級、B級又はC級の区分を併せて表示すること（階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯を除く。）。また、B級のものについては、次により細区分して表示されること。
- イ 点滅機能又は音声誘導機能については、その旨を併せて表示すること。
- ウ 標識灯を附置する誘導灯については、その旨を併せて表示するとともに、誘導灯に係る事項と標識灯に係る事項を区分して表示すること。

第17-7表

表示面の明るさ（カンデラ）	表 示
避難口誘導灯 ≥ 20 、通路誘導灯 ≥ 25	B級・BH形
避難口誘導灯 < 20 、通路誘導灯 < 25	B級・BL形



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





技術基準 西日本防災システム

誘導灯

5 誘導標識の設置、維持

(1) 誘導標識の設置位置等

ア 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、各階ごとに、①その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び②曲がり角に設けることとされているが、避難口誘導標識にあつては避難口誘導灯の例により、階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあつては特に避難の方向を指示する必要がある箇所に、それぞれ設けることとする。

なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができること（政令第26条第3項）。

イ 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けることとされていることから、自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

(2) 誘導標識の周囲の状況

誘導標識についても、その周囲の状況について、前4（8）の例によること。

(3) 誘導標識の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。

イ 床面に設けるものにあつては、耐水性、耐薬品性、耐磨耗性等を有するものであること。

ウ 表示面の表示内容、形状等については、前4（11）アからウまでの例によること。

6 その他

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

- (1) 誘導灯の非常電源として用いられているニカド電池等については、「ニッケル・カドミウム蓄電池のリサイクルの推進について」（平成8年9月13日付け消防予第187号）等により、適切に回収、リサイクル等を実施すること。
- (2) 蓄光性（光を照射された物質が、照射を止めた後において発光する性状をいう。）を有する材料で造られた誘導灯及び誘導標識については、暗所における視認性の確保に有効なものであることから、適宜活用を図ること。この場合において、その蓄光性については、JIS Z 9100, JIS Z 29115等により担保すること。
- (3) 誘導灯及び誘導標識に係る技術基準に基づき、具体的な防火対象物に対する設置例は、別紙8のとおりである。

なお、誘導灯及び誘導標識を避難上有効に設置するための要件（誘導灯の仕様、配置等）は、個別の防火対象物ごとに異なるものであることから、執務上の参考とすること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





技術基準 西日本防災システム

誘導灯

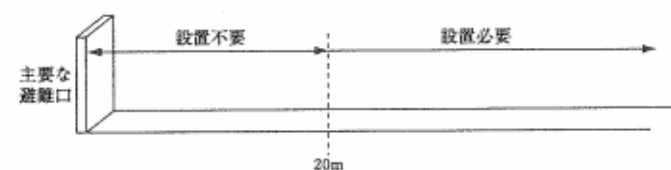
誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

(階段又は傾斜路以外の部分)

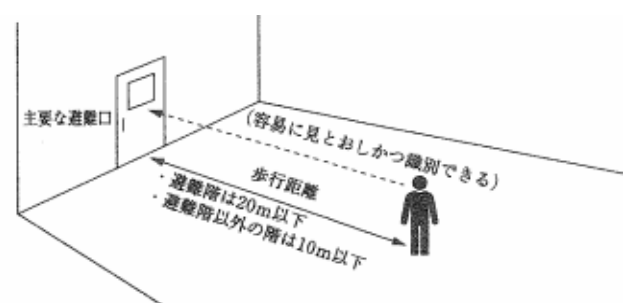
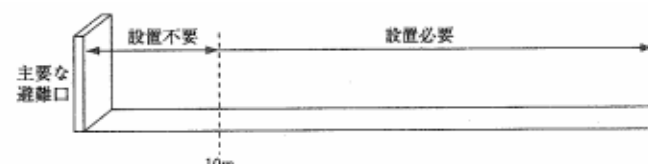
以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 避難口誘導灯 (省令第28条の2第1項関係)

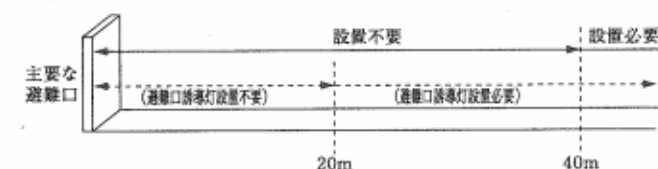
避難階



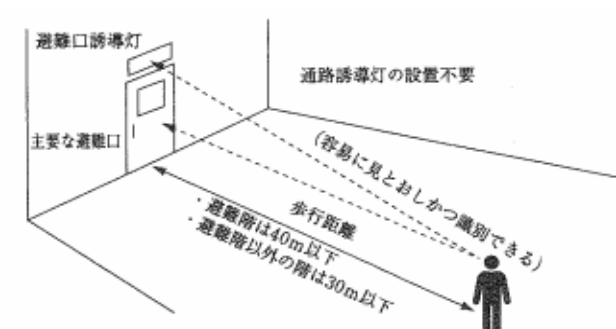
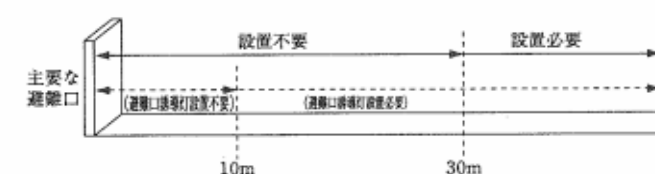
避難階以外の階



避難階



避難階以外の階



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



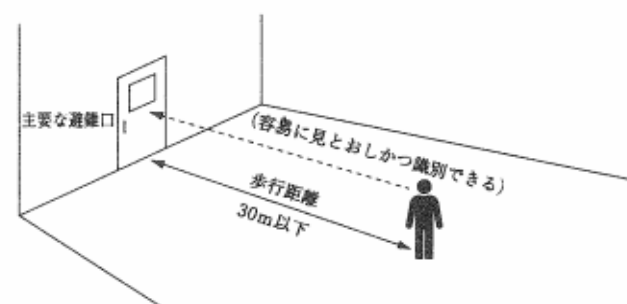
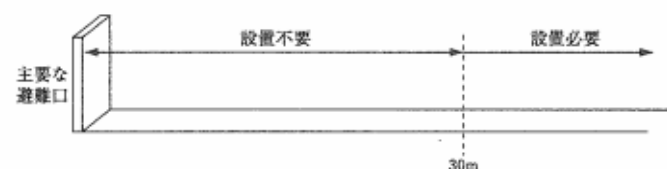


技術基準 西日本防災システム

誘導灯

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

3 誘導標識 (省令第28条の2第3項関係)



誘導灯を容易に見通しかつ識別する事ができない例		備考
○ 壁面があり陰になる部分がある場合		
○ 階段により階数が変わる場合		
○ 0.4m以上のはりがある場合	○ 防煙壁がある場合	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

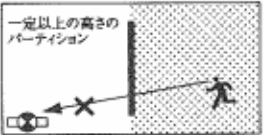
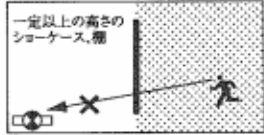
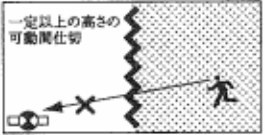
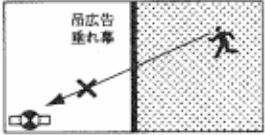


弊社top pageへ



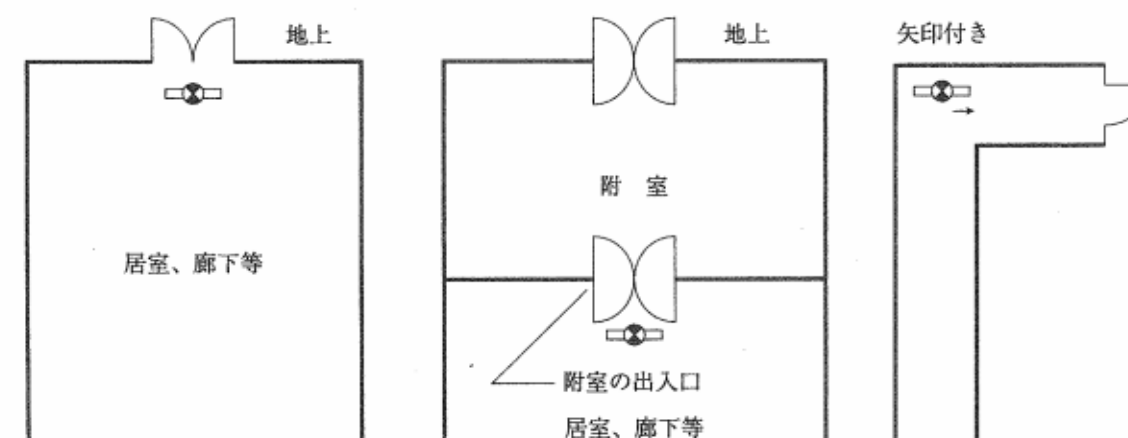
以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

誘導灯を容易に見通しかつ識別する事ができない例 (2)

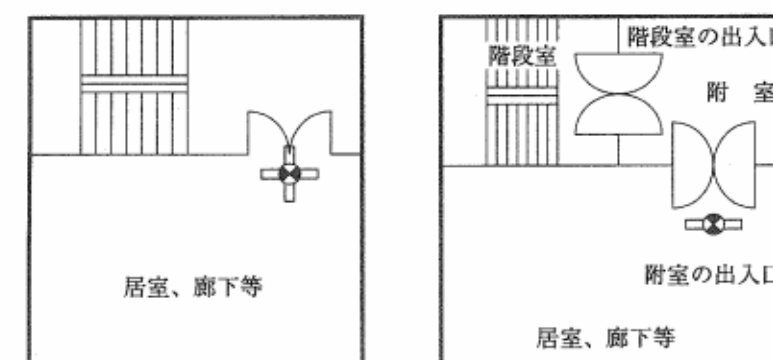
一定以上の高さのパーティションがある場合  一定以上の高さのショーケース、棚がある場合  一定以上の高さの可動間仕切がある場合 	一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。
吊広告、垂れ幕がある場合 	吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。吊広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。

誘導灯の設置箇所 (省令第28条の3第3項第1号)

イ 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



ロ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

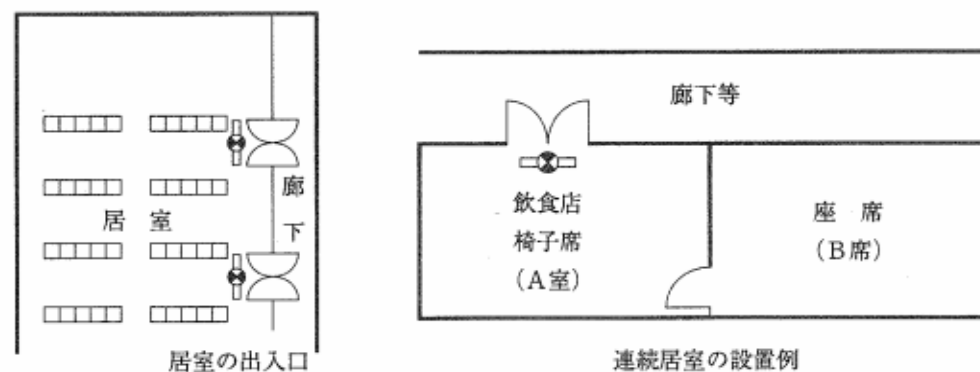


弊社top pageへ

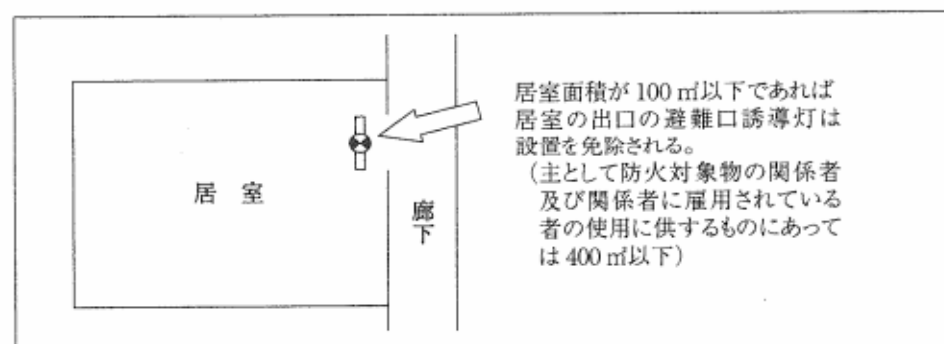


以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

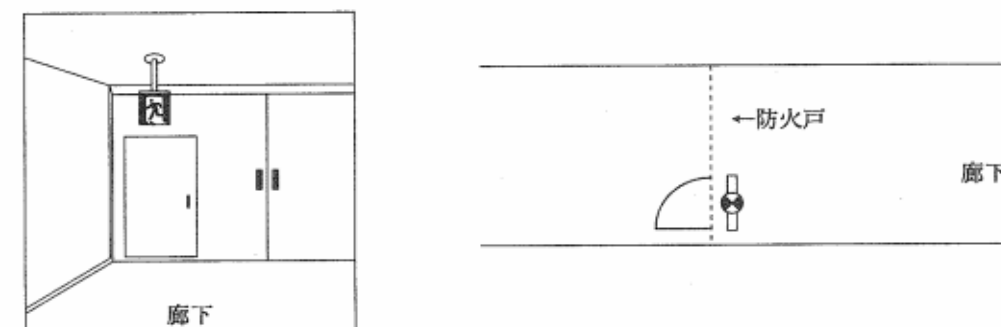
- ハ イ又は口に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）



【避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件】誘導灯告示第2



- ニ イ又は口に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常照明が設けられている場合を除く。）



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

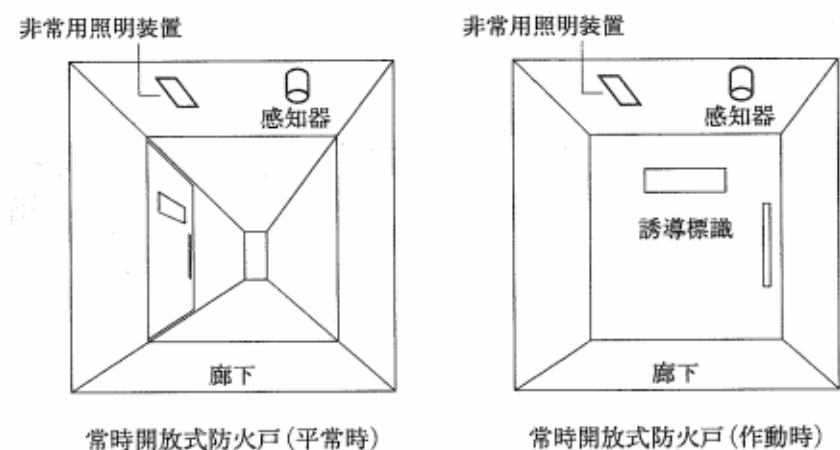


弊社top pageへ



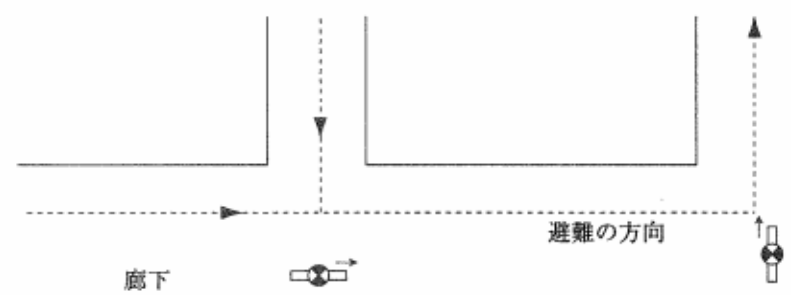
以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

避難口誘導灯の設置が除外される例

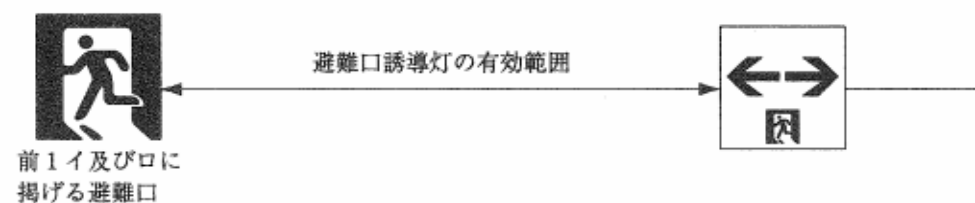


2 通路誘導灯の設置箇 (省令第28条の3第3項第2号)

イ 曲り角

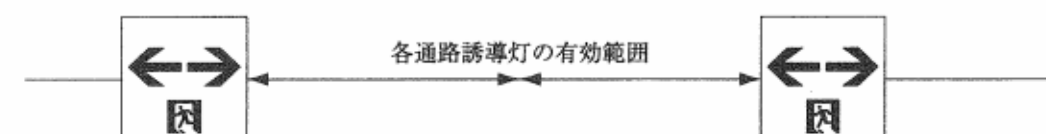


ロ 前1イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

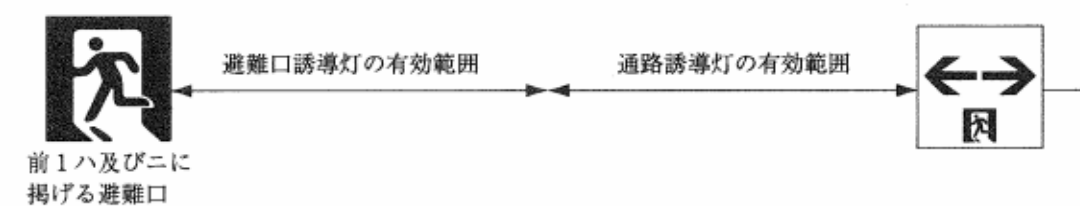


ハ イ及びロのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

○ 廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



○ 避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



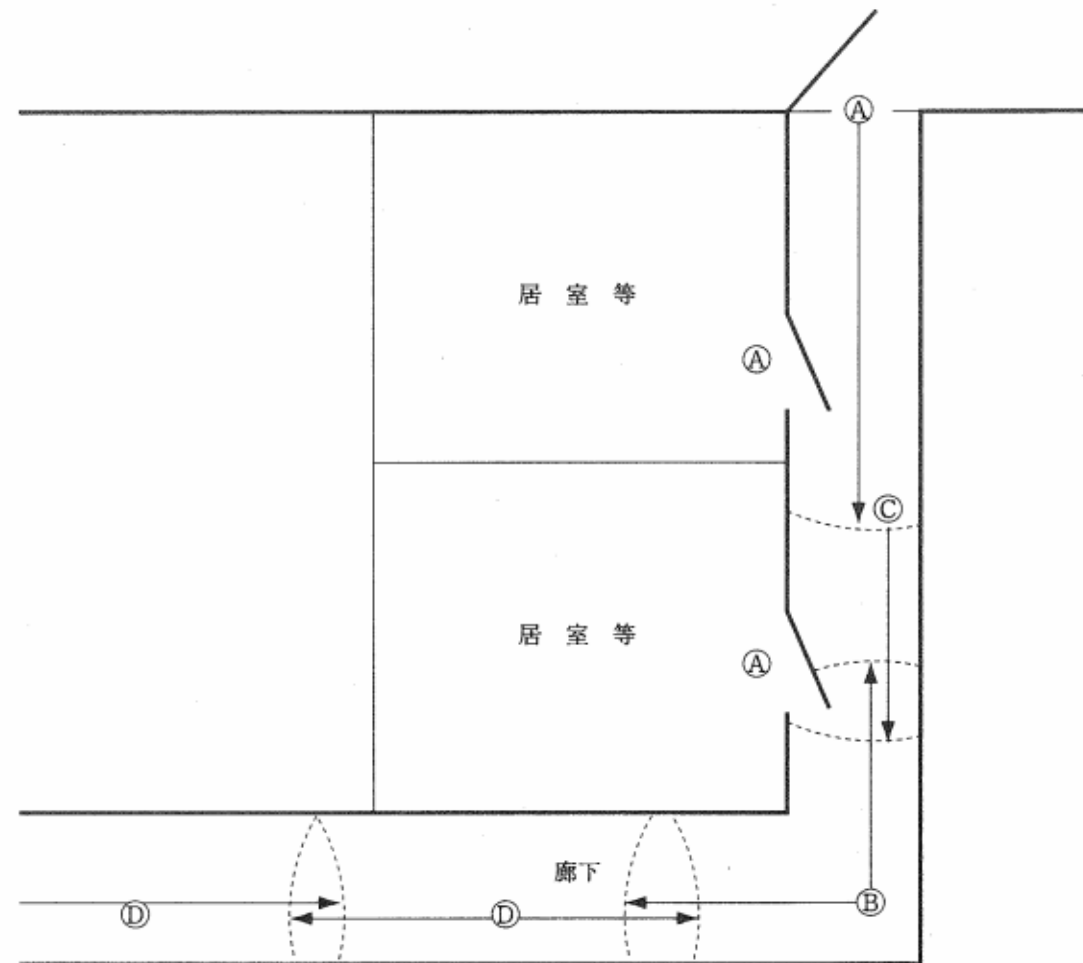
弊社top pageへ



以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

- 1 省令第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける (A)。
- 2 曲り角に通路誘導灯を設ける (B)。
- 3 主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口）に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける (C)。
- 4 廊下又は通路の各部分について、A～Cの誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける (D)。
- 5 以上のほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

誘導灯の消灯対象

1 防火対象物が無人である場合

- (1) ここでいう「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。
- (2) したがって、無人でない状態では、消灯対象とはならないこと。

2 「外口により避難口又は避難の方向が認識できる場所」に設置する場合

- (1) ここでいう「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。
- (2) また、消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

3 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。



弊社top pageへ





技術基準 西日本防災システム

誘導灯

4 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

誘導灯の点灯・消灯方法

- (1) ここでいう「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。
- (2) また、当該規定においては、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が別紙5の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	○ 照明器具連動装置 ○ 扉開放連動装置 ○ 施錠連動装置 ○ 赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○ 照明器具連動装置 ○ 光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○ 照明器具連動装置 ○ 扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○ 照明器具連動装置 等	



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





技術基準 西日本防災システム



以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

- * 1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。
- * 2 なお、自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、省令第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (3) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とることができる場所又はその付近に設けることができること。
- (4) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

1 起動方法

- (1) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 省令第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

2 停止方法

- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において、当該要件に該当するケースとしては、①直通階段に設けられている煙感知器の作動により、②当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。

また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。

- (2) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和60年9月30日付け消防予第110号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





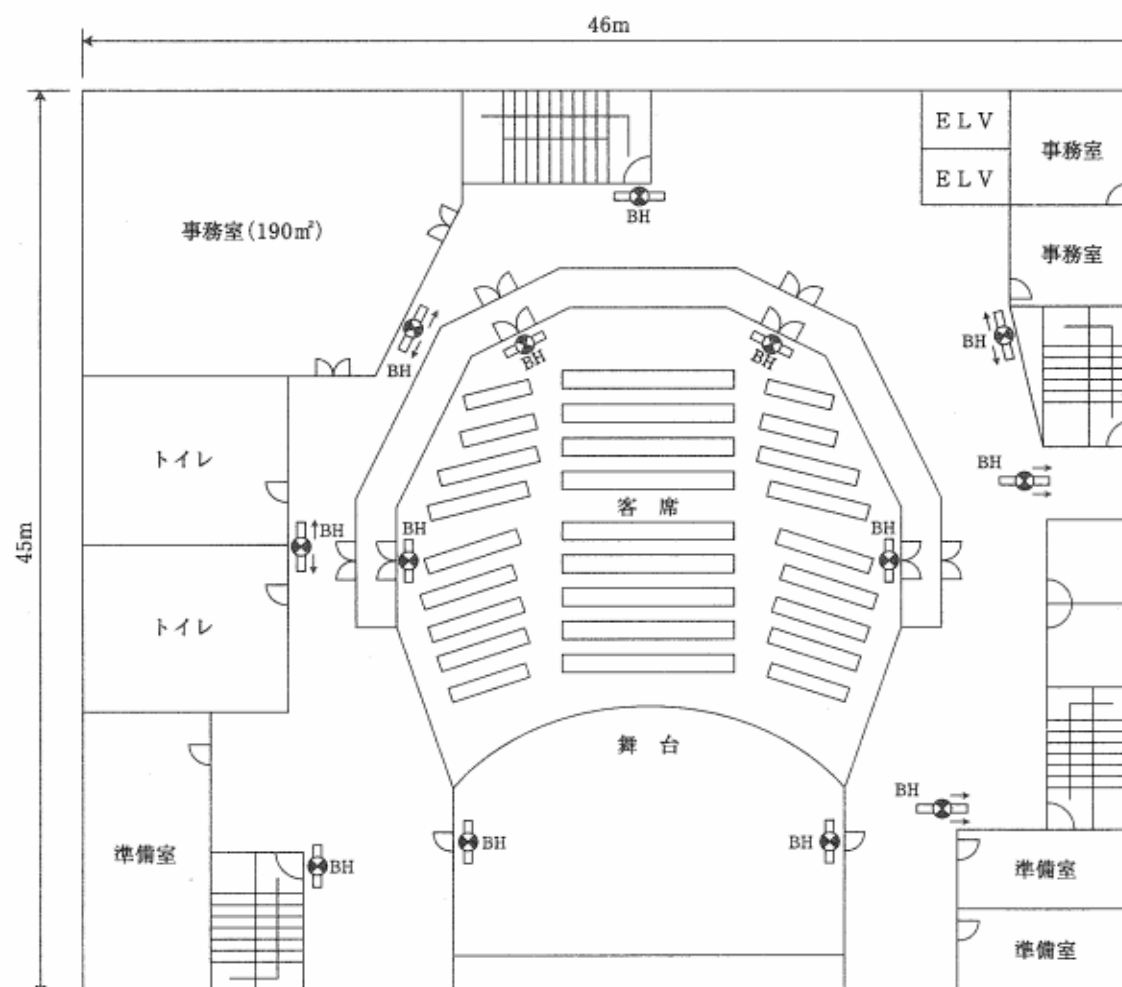
技術基準 西日本防災システム

誘導灯

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

- * 1. 飲食店館内の設置例とする。
- 2. フラワーボックス等の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。

設置例 1



建物の用途	劇場 (1)項イ)
規模 (床面積)	2070㎡
階	避難階以外

記号	摘要
	B級BH形避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢, 片矢印付)
	両面形 (両矢, 片矢印付)

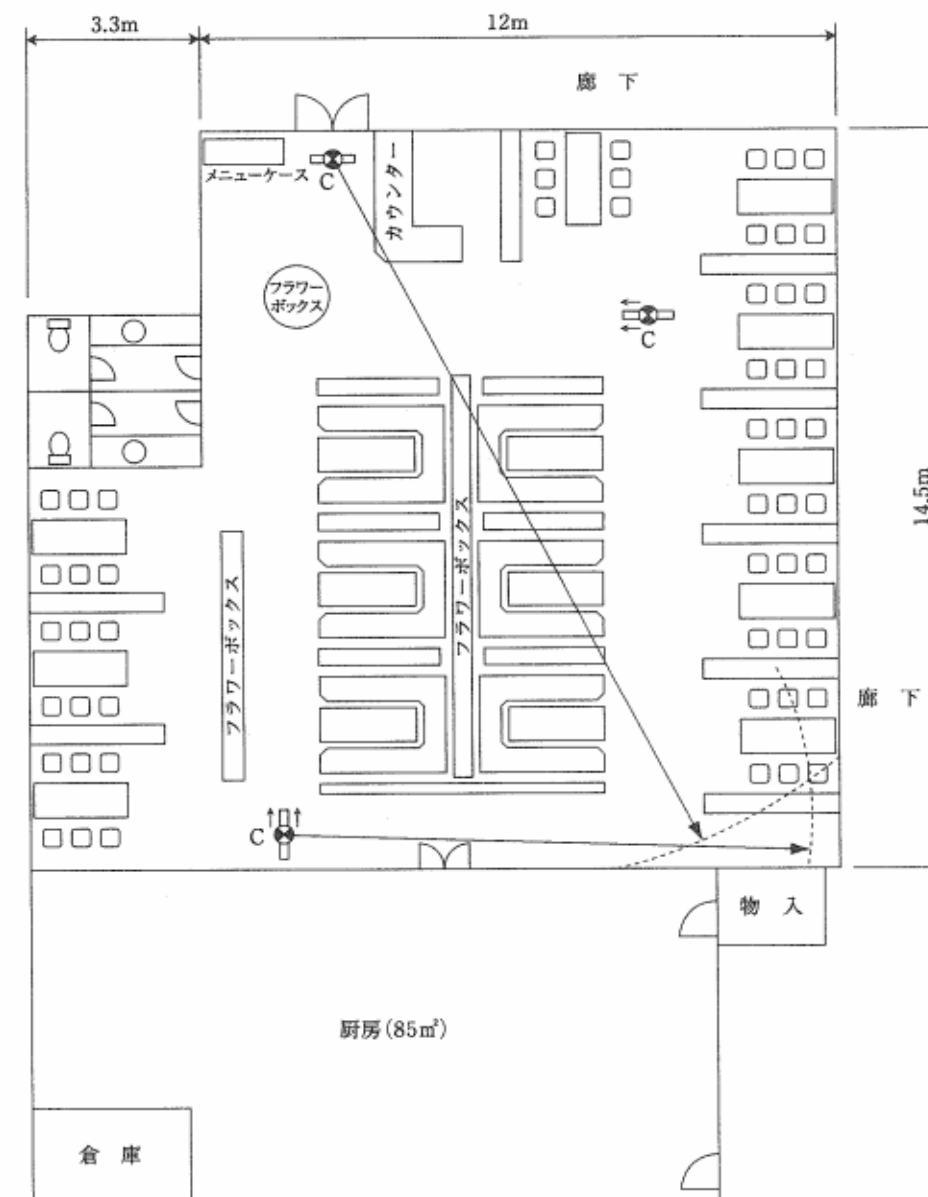


西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

設置例 2



建物の用途	飲食店 (3)項ロ)
規模 (床面積)	220㎡
階	避難階以外

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢, 片矢印付)
	両面形 (両矢, 片矢印付)



弊社top pageへ



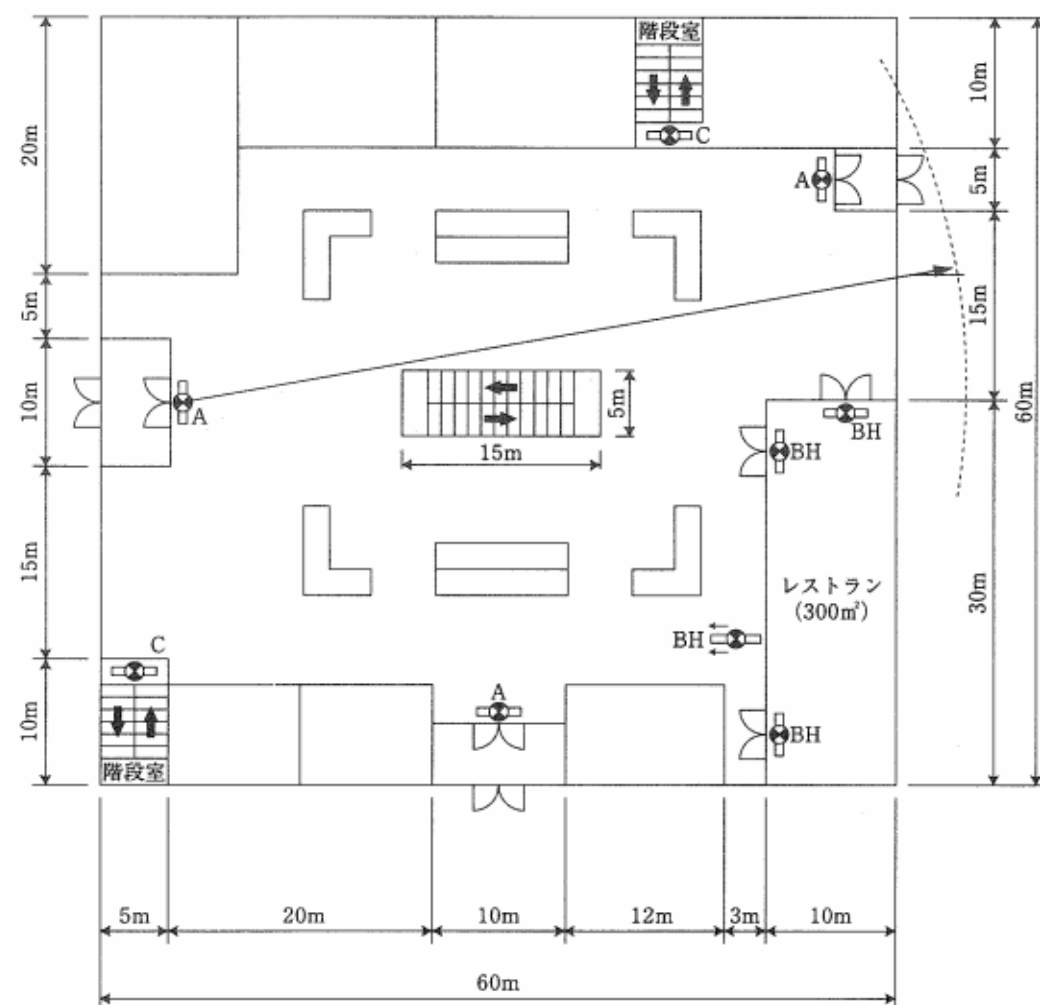


技術基準 西日本防災システム

誘導灯

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

設置例 3

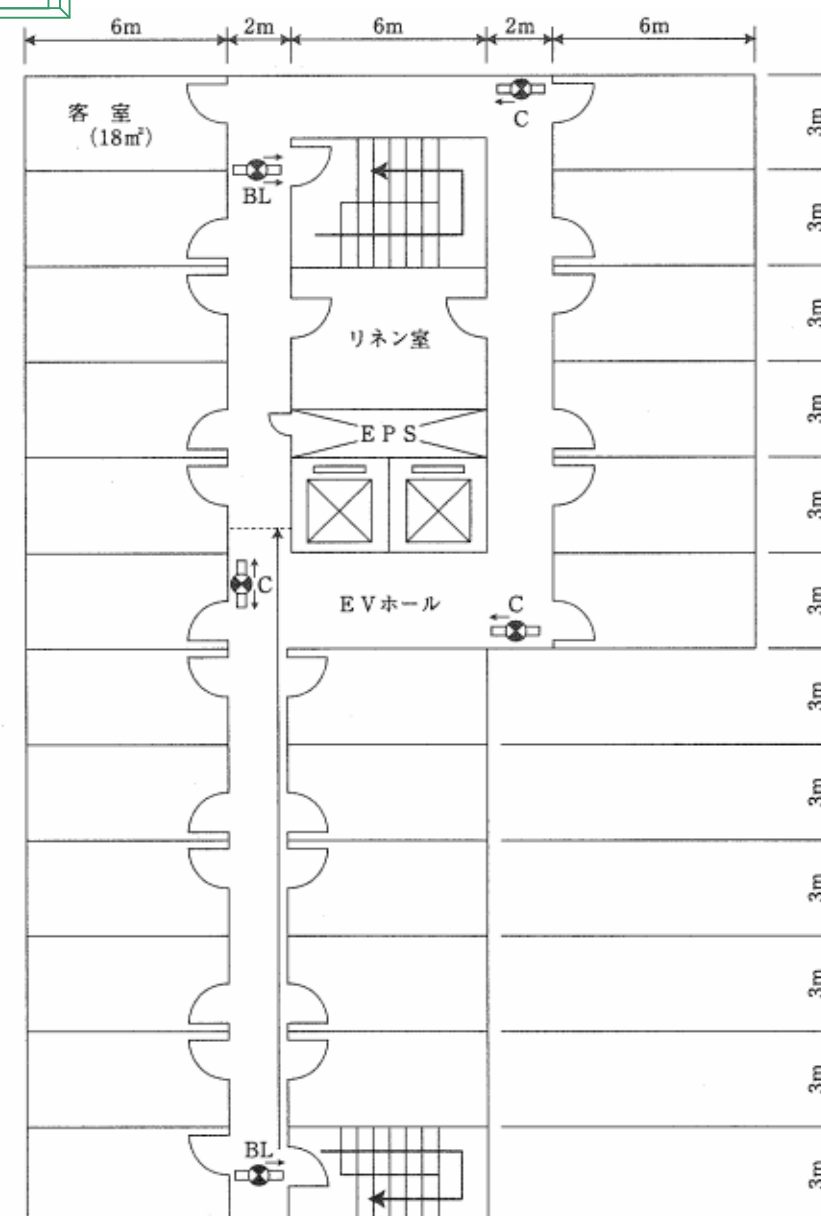


建物の用途	店舗 (4項)
規模 (床面積)	3600㎡
階	避難階

※店舗内の物品は、誘導灯の有効範囲を減しないものとする。

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	B級BH形避難口・通路誘導灯
	A級避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢, 片矢印付)
	両面形 (両矢, 片矢印付)

設置例 4



建物の用途	ホテル (5項イ)
規模 (床面積)	648㎡
階	避難階以外

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	B級BL形避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢, 片矢印付)
	両面形 (両矢, 片矢印付)



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>


弊社top pageへ

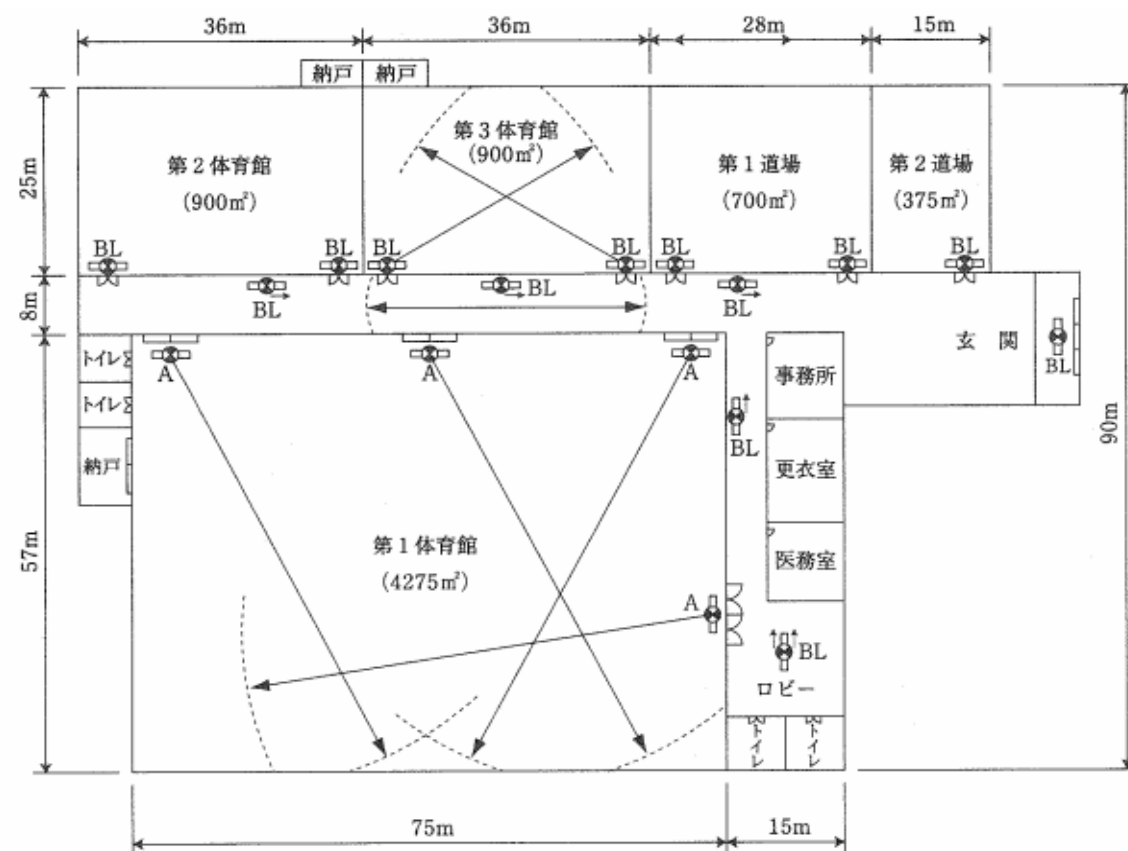




技術基準 西日本防災システム

誘導灯

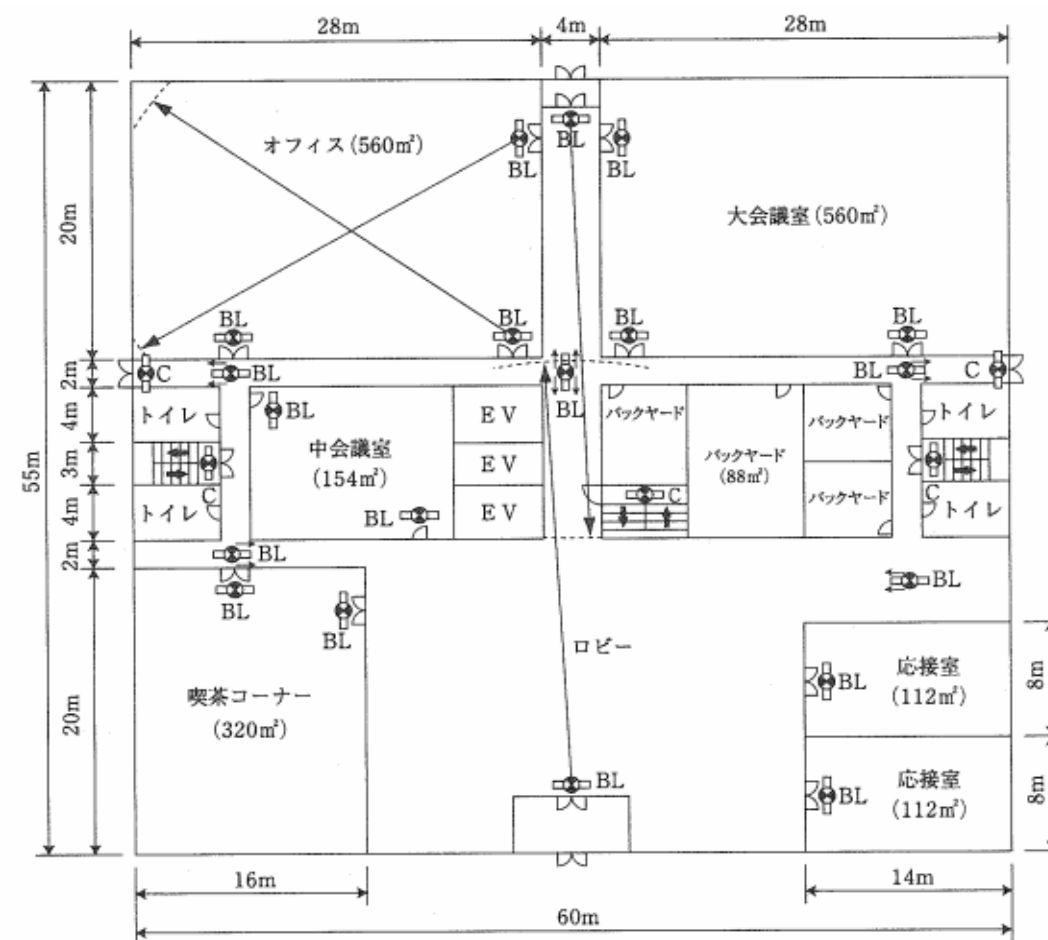
設置例 5



建物の用途	体育館 (7項)
規模 (床面積)	8400㎡
階	避難階

記号	摘要
	B級BL形避難口・通路誘導灯
	A級避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢, 片矢印付)
	両面形 (両矢, 片矢印付)

設置例 6



建物の用途	事務所ビル (15項)
規模 (床面積)	3300㎡
階	避難階

記号	摘要
	C級避難口・通路誘導灯
	B級BL形避難口・通路誘導灯
	片面形 (両矢, 片矢印付)
	両面形 (両矢, 片矢印付)



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。